
令和5年 第1回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第4日）

令和5年3月7日（火曜日）

議事日程（第4号）

令和5年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1 番 首藤 善友君	2 番 志賀 輝和君
3 番 佐藤 孝昭君	4 番 高田 龍也君
5 番 坂本 光広君	6 番 吉村 益則君
7 番 田中 廣幸君	8 番 加藤 裕三君
9 番 平松恵美男君	10 番 太田洋一郎君
11 番 加藤 幸雄君	12 番 甲斐 裕一君
13 番 佐藤 郁夫君	14 番 渕野けさ子君
15 番 佐藤 人巳君	16 番 田中真理子君
17 番 鷲野 弘一君	18 番 長谷川建策君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君	書記 畠中 勇君
書記 生野 洋平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君 副市長 …………… 小石 英毅君

教育長	橋本 洋一君	総務課長	佐藤 正秋君
財政課長	庄 忠義君		
財政課参事兼契約検査室長		大塚 守君	
総合政策課長兼地方創生推進室長		日野 正美君	
人権・部落差別解消推進課長		富川 賢治君	
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長		利光 祐治君	
建設課長	三ヶ尻郁夫君	農政課長	漆間 徹君
農業委員会事務局長	二宮 啓幸君	商工観光課長	古長 誠之君
挾間振興局長兼地域振興課長		後藤 和敏君	
庄内振興局長兼地域振興課長		秦 正次郎君	
湯布院振興局長兼地域振興課長		後藤 睦文君	
湯布院地域振興課参事兼防衛施設対策室長		一野 英実君	
教育次長兼教育総務課長		花宮 宏城君	
学校教育課長兼給食センター長		須藤 礼子君	
消防長	佐藤 尚也君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時00分開議

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。連日、御苦勞でございます。議員及び執行部各位には、本日もよろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（長谷川建策君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、1番、首藤善友君の質問を許します。首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） ただいま長谷川議長の許可を得ましたので、1番、首藤善友、これより一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、発言通告に従いまして、順次お考えをそれぞれ伺いたいと思います。

1 番目は、先ほど行われた日出生台における日米の演習について、市民の安全、安心をどう守っていくのか。

前回、米軍の自由外出ということで、非常に大きな不安と、そういう中で市民が過ごし、演習発表前から市民の中にどうなるんだろうかという不安の声が多く寄せられました。由布市として、これにどう対応してきたのかということをお聞きしたいと。

2 番目に、消防団の報酬、年額の報酬と出動報酬が主にあります。これは非常に低い水準に由布市はあるということで取り上げさせていただきました。

どこも消防団員の減少、その中で団員の獲得に非常に苦労していると。団員の待遇改善という点からも、おとし消防庁長官が各自治体に通知を出しておりますね。

昨年も消防庁長官よりの通知が出ております。そういった通知に基づきましても、これはかなり由布市は引上げをしなきゃならんのではないかというふうに思っておりますので、ぜひそういった点についてのお考えをお聞きしたいと。

また3 番目の学校給食の無償化につきましては、教育長の今までの答弁は、保護者負担を原則とするところから、そういった答弁であったんですが、市長は非常に子育て支援という観点から検討してみたいということを過去私の質問の中では2 回にわたって、非常に希望の持てる答弁を頂いております。

その後、これがどう検討されてきたのか。これが、仮にその場逃れではないと、私は思っておりますが、大いに期待して、その辺の見通し並びに、そういったお考えをお聞きしたいという、この3 点、主に一般質問させていただきます。

再質問は、この席からさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、1 番、首藤善友議員の御質問にお答えします。

米軍の演習について、市民の安全、安心をどう守っていくのかとの御質問ですけれども、今回実施されました日米共同訓練（アイアン・フィスト2 3）の対応につきましては、由布市として1 月3 0 日から2 月2 8 日まで、湯布院庁舎に由布市日米共同訓練対策本部を設置し、市民の皆様の不安解消・安全確保に努めたところです。

主な活動といたしましては、巡回パトロール、航空機の飛行確認、関係する大分県九重、玖珠町と連携をとりながら訓練情報の収集に努めてまいりました。

特に、オスプレイの飛行訓練につきましては、訓練内容、飛行経路、飛行時間の確認、騒音測定を実施したところです。

次に、広報に関しましては、由布市のホームページへの掲載、湯布院町内での自治文配、各庁舎での訓練情報の掲示、さらに演習場に隣接します若杉自治区へは適宜訓練情報を全戸配布してお知らせをいたしたところです。

また、国に対しましては、1月30日に日出生台演習場問題協議会、いわゆる四者協により本訓練の実施に当たり、地域住民の不安解消と安全確保のため、万全の措置を講じるよう要請をいたしました。

特に、米軍について、米海兵隊に対しては、規律を保持し、事故等の防止に向け、十分な措置を講じること、また米兵の滞在期間中の外出については、地域住民が不安を抱くことがないよう格段の配慮を行うことを強く要請したところでございます。

以上で、私からの答弁を終わります。他の質問は、教育長、担当課長より答弁をいたします。

○議長（長谷川建策君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 教育長です。

学校給食費無償化の実現への見通し、時期についての御質問ですが、学校給食法第11条に、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」。同2項には「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校給食法第16条に規定する保護者の負担とする」と明記されています。

12月議会においても同様の御質問を頂き、回答させていただきましたように、学校給食における食材費につきましては、基本的に保護者の皆様に御負担をお願いしていきたいと考えます。

由布市教育委員会としましては、就学援助費による低所得の御家庭の支援や、給食食材費の価格高騰対策などを通じて、保護者の皆様の御負担の可能な限り増やすことなく、安全で安心でおいしい給食が提供できるよう努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。

消防団員の報酬・出動報酬の引上げを求めるとの御質問ですが、本定例会に「由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」として、議案を上程させていただいております。

改正の内容としましては、基本消防団員の団員の階級にある者の年額報酬を国が示している標準額とし、団員より上位の階級にある班長・部長・副分団長・分団長の年額報酬も併せて改定しております。

出動報酬につきましては、由布市では支給しておりませんが、出動手当として1回2,000円

を支給しております。出勤報酬についても、国から標準額等が示されておりますので、今後、調査・研究の上、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（１番 首藤 善友君） ただいま御答弁いただきました。

まず、日出生台での米軍演習、四者協の合意事項がありますが、今回も若干ではありますが、ジョギングで外出をし、これに対して地元の方が申入れをしたという経緯もあります。ぜひ、その四者協での合意を米軍にしっかりとわたるように、九防のほうに県とともにしっかりと申入れをしていただきたいと思います。

タレントのタモリ氏は、「２０２３年度をどういう時代と思いますか」という黒柳徹子さんの問いだったと思いますが、「新しい戦前の時代」と、こういうふうに言ったそうです。

非常にその言葉が示すように、私どもの周りには、ロシアがウクライナに侵略する、あるいは台湾有事云々だとか北朝鮮のミサイル、その他様々な不安材料が身の回りに国際的にも起こっております。

大分の敷戸弾薬庫には、ミサイルを含む弾薬ですが、そういうものも貯蔵されるんじゃないかと、国もそういったのが示されておりますし、日出生台というのは西日本最大の演習場でもあります。

そういう点で、非常に危険度が増す。ロシア軍がウクライナにミサイルを重要拠点あるいは、その弾薬庫とかに打ち込む。そういった映像がたびたび見られますが、この由布市役所でも、ミサイルが来たときの避難訓練が、先日、先般、行われました。

国際的な緊張の高まりとともに、私どもがますます現実のものとして、そういった緊張感にさいなまれてくる。それだけに、なるべくそういった国際的な緊張あるいは人間の緊張というものは、不要の事態を招きかねないわけです。

そういった点から見ましても、本当に市民は不安が増大していくという中にあります。ぜひ、大分の敷戸弾薬庫についても、県とともに危険除去の立場、あるいは日出生台もそうですが、危険除去するようにやはり平素から国のほうに伝えてもらいたいと思います。

先ほど市長が、答弁いただきましたが、本当にこういう中でこういう小さな町の市民の命とそういったものを預かる立場として努力しておられるということは非常に分かります。今後とも引き続き、その四者協の合意、それを求めて、しっかりとした対応をとっていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、先ほど教育長が、学校給食のことに触れましたが、１９５１年、当時の参議院議員の共産党の岩間議員が、政府に教育の無償化、どの程度の範囲を考えておるのかということに

対する政府答弁では、授業料の無償、教科書の無償、そして、給食費の無償、そして交通費、これについても考えておるといふ政府答弁がありました。

昨年でしたが、国会でも学校給食について、確かに給食法何条では保護者負担ということになっておるんだらうとは思いますが、国のほうがあまりしないからですが、地方自治体が学校給食を無償化する、そのことについて岸田総理は、これを妨げるものではないという答弁を国会でしております。

せんだっての新聞、宇佐市だったと思いますが、ふるさと納税のお金を使って2億何千万円か学校給食の無償化に取り組む旨の報道が2月だったかありましたが、由布市としても教育予算では、現在、教育長が言うようになかなか出せないんだらうと思います。

他の財源、やはり今、昨年の子どもの出生数が80万人を切ったんじゃないですかね。かつてない少子化に向かって突き進んでいるということから、この子どもに対する投資、未来への投資、これは極めて日本の国家を考えていく上で非常に大切なことになっております。

今、様々な困難を抱えながら子育てを頑張っておられるお母さん、お父さん方、そういった保護者の方々、やはり市長も子育て支援策をいろいろと考えておりますが、この学校給食の無償化は極めて大きな施策であろうと思います。

私、6月議会、12月議会でしたか、二度にわたって市長の答弁を聞いておりますと、非常に子育て支援をどうするか、その中での学校給食の位置づけ、いろいろと検討するということが行われておりますし、これ今ぜひ期待しておるわけであります。

そういった点でどの程度検討してきたのか、あるいは今後そういったことを検討する予定があるのか、市長のお考えを、この点は聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

学校給食費について、保護者の皆さんの負担軽減の観点から、また子育て支援の観点から、各市町村ともいろいろ検討されて、現実に無償化している市町村もございます。

市のほうとしても、いろいろ検討しておりますけれども、ある程度の保護者の負担は、今の段階ではやむを得ないのかなというふうに思っておりますけれども、検討する段階で、市町村間の競争になりつつあるようなこともございますし、できれば国レベルで考えていただきたいというようなこともございます。

それで、これから開かれる大分県の市長会の議題にも、この給食費の問題を提案をいたしております。もう少し4月かに会議があるんですけれども、その議題にぜひこの給食費の問題を議題として議論しようということで今提案をされておりますので、単独でもするということが可能なんですけれども、財源的に、やっぱり1億円を超える財源が必要ですので、そういった面も十分

考慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（１番 首藤 善友君） 今、市長の答弁を聞きました。確かに、これ本来は、国がすべきことで、国のほうに求めなければならない問題だと思いますが、しかし今、全国的には、市町村の財源をやりくりして現代の少子高齢化、これは国のほうは、非常に政府というところで、じかのお母さん、お父さん方と距離がかなり遠いんですね。

市町村というのは、直接そういったお母さん方のほうに密接につながって、そして、そこでの様々な困難、生活状況をしっかりつかんでいる。そういう点から今や全国で、今回宇佐市もそうですが、国のするのを待つのではなくて、市町村で何とか国がするまでは、この学校給食の無償化を、そういった子育て支援策という形で何とかしようということで進んでいるわけです。

当然、今、市長が申されたように、県内の各市長会等々で御議論をぜひしていただきたいと思いますし、国のほうにも、それを上げていただきたい。

しかし、座してそれを待つのではなくて、幾らかでもこの由布市に、それを一步でも踏み出していただきたい。

先般も私提案しましたが、複数の児童を抱えておられる御家庭、大体１年間に１人６万円ぐらい、学校給食費が必要と思われませんが、第２子からでも、これは考えてみる必要がある。全部すれば恐らく予算は１億四、五千万円がかかると思います。しかし、第２子以降を無料とするというような支援策が図られれば、それは半額で済むし、まずその第一歩を踏むことによって、由布市は子育てがしやすい、すばらしいまちになってきつつある。夢と希望が、そういったお子さんを抱えているお母さん、お父さん方に届くと思いますし、子ども食堂その他をやっている方に聞くと、本当に困窮している子どもが一番困るのが、夏休み、冬休みとか、学校給食がありませんから、あまり十分食べていない。

誰かが言っていたけど、そういうふうに学校給食というのは、非常に栄養バランスのよいものになっております。そういうところの御支援、なかなか朝御飯も食べていなくて学校に来る子どももおられるということも聞いておりますし、目になかなか見えないけれど就学援助というのは、それは形の上ではっきりと分かるでしょうが、就学援助を受けてもよい家庭も、受けずに頑張っている家庭もあるんですね、随分。そういうところは、本当に苦しい生活をなさっていると思います。そういった点で、やはりもう一步、手を市のほうとして、国の責務だということでそれも大事ですが、幾分かそういうことを考えてみることを非常に大事と思います。

宇佐市が、そういう点で２月から、そういう点で学校給食、市が負担して無償化に踏み切ることが新聞報道されました。ぜひ由布市においても、そういうことが可能ではなかろうかと思うわけです。

これは、本当にやっぱり決断をする時期だと思います。もう由布市の中でも令和9年度は子どものピークというふうに言われている。令和9年度は、子どものピークということは、今ゼロ歳ぐらいの方、生まれたばかり。そこで、もうこれで次の子どもは、もう生もうか生むまいかという御夫婦の選択があるわけです。

そういったときに、その後押しする支援策は、一つは私はいろいろある中で、学校給食の無償化というのは、非常に大きな意味があると思います。

現代の全国的な出生率の低下ということまで考えれば、岸田総理も何とかしたいというふうな答弁をしておりますが、それはやっぱり市町村ほど、最もそういう状況、子どもさんがなかなか少ないという、結婚できない方もいますが、非常にそういう点で苦勞して、効果的な手をいろいろ考えていると思いますし、必要な手はぜひ打っていただきたい。

ぜひ市長の、先ほどの御答弁にあったように、国のほうに求めつつ、なお市として、そこに座して待つのではなくて、これをできる部分は、ひとつやるというお考えを示していただきたいというふうに思いますが、市長、最後に、それをいかがでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

議員おっしゃるとおり、その子育て環境の充実のためにという意味では、大変効果があるものと思います。ただ、やはり一番ネックになるのが、大きな自治体でもできないのが、やっぱり財源の問題です。財源に多額の、1億円を超える財源が必要です。

議員御提案のほうに、2子からとかいうこともありますけれども、その辺はまた公平性とか、そういったものも十分配慮してやらなくてはならないので、なかなか今財源厳しい状況で、各市町村ともしたいのはやまやまだけどもというのが現状だということで、今回の市長会でも、そういった議論をやろうということになっていきますので、やろうと思えばすぐできるじゃないかということなんですけれども、やっぱり全体的な財政とか、そういったものを考慮してやらないといけないし、やっぱりお子さんが口に入れるものですから、安全面とかそういったものを十分配慮しながらやっていかなければならないし、やっぱりある程度、保護者の負担のお願いをすべきではないかというふうにも思っておりますので、十分検討しながら検討・研究を進めていきたいと思います。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） 公平性の観点ということになれば、むしろ全体を半額なら半額にすると、補助、助成するということのほうが公平性が保てるのではないかと思います。いずれにしても様々な観点から、引き続きぜひ実のある御検討をしていただきたいというふうに思います。

続いて、消防団のことについてお伺いいたします。

この消防については、地方自治体というものは、この消防について、これは責務であるというふうに法律でなっています。責務ということは、消防団員あるいは報酬あるいは装備といいますか、そういうものについて、これは地方自治体の責任と義務だと、きちんとするのはね。

消防団員が非常に少ない、なかなか入ってくれる人が少なくて、どこの消防団も団員が特に困っていると、全国的な状況になっております。だからこそ消防庁長官が、令和3年に全国に通知を出し、そのときは年間報酬というか、年額報酬といいますか3万6,500円、そして、出動報酬というのは、1回につき大体8,000円、点検その他によっては、また少ないこともあります。そういう標準額というのを令和3年に定めて、いち早くそれをしたのが、大分、別府、日田、豊後高田、杵築が消防庁長官の示した標準額どおりの金額で消防団に、そういうふうになったわけですが、残るほうは、そこまで行っていなかった。

しかし、令和4年に、再び消防庁の長官の通知が参りまして、年額報酬で言えば5万円、出動報酬8,000円というのは、消防庁長官からそれぞれの通知が来ておると思います。

そう考えてみますと、ここに一覧表また配っておりますが、今度の新年度の予算は、先ほど消防長が述べられたように、引上げの線が出ております。問題は、出動報酬です。御覧のように2,000円というのは、現在、津久見市が1,500円、それに次ぐ県下、下から2番目という状況で、たびたびうちの近くもありましたが、おばあちゃんが行方不明になって、山刈りとか捜索を、消防団の方々が1週間一生懸命したときがありました。そういうことが、あちこちでもあるんだけど、1日のそれが2,000円ということは余りにも私は安すぎると思うんです。

お隣の別府市あたりが8,000円、大分市も8,000円ですが、やはりそういった点から消防団員の待遇改善という点で消防庁の長官は、全国に出されたと思います。

そういったのが出された中で、やはり今回上げたとはいえ、年額報酬で3万6,500円だが、消防の出動報酬については2,000円のままということでは、やっぱり団員の日頃行っている活動についても、大変私どもとしては本当に頭の下がる思いで消防団の方々のやられていることに敬意を表しておりますが、ぜひともこれはやはり長官の示した標準額に沿って値上げをすべきだと。

新年度予算に出ておるのは、年額報酬については3万6,500円というのが出ているが、出動報酬2,000円というのは、もうこの表で見ると、国東と由布市、それから、津久見、こういう形がもう最下位グループになっている。恐らく、今度それぞれの今議会がいろいろあっておりますが、この上位のAグループというか、そういう数字で消防団に払うところが随分増えてくると思います。

私この一般質問に先立ちまして、先般、あれは2月、1月だったか、消防本部にお邪魔させていただきまして、いろいろ私の資料も渡しながら、ぜひ消防長のほうからも新年度予算にこの値

上げの案をしっかりと出してくださいとお願いしたんですが、出動報酬のほうが抜け落ちておったんじゃないかと思います。

ぜひその点を含めて、先ほどそういった点も今後参考にというようなことがありましたが、私はこれだけの差があると、それは何とかして新年度に間に合わせることができないのかどうかと。1年先とかいうことではなくて、4月からの消防団に対する出動報酬の値上げが何とかできないものかというふうに思いますが、その辺を消防長いかがでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。お答えいたします。

今、議員が言われたように、年報酬につきましては今議会に提案をさせていただいております。令和5年の4月1日からの改正ということでお願いをいたしております。

出動報酬につきましては、今議員が言われるように、国のほうからも標準額等が示されておるのは、私どもも重々承知いたしております。先ほど答弁でも申し上げましたように、今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

当然、出動報酬も支給をさせていただいて、金額も国の標準額に設定させていただくのが望ましいかというふうには思っておりますが、また、そういったことと、あと実際、設定した場合に、支給するとなった場合に、いつから支給をさせていただくとかいうことも含めて、今後、調査・研究をさせていただいて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） 市長、すみません。今、消防長からそういうふうな御答弁がありましたが、この消防団員の出動報酬2,000円というのは、今回、令和5年度の予算の中に含まれておりませんが、何とかこの4月からそういったことを間に合わせる、値上げ8,000円に消防庁長官から標準が来ておりますが、それに合わせた形での出動報酬、そういったのができないものでしょうか。市長のお考えを聞きたいと思いますが。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

議員の御指摘の点、重々分かりますけれども、うちの形態は、今、出動報酬という項目がたしかなかったと思います。うちが出しているのは、手当で出していると思います。ですから、そういった面を、ちょっと十分精査しながらも研究しなければならないということで、4月からというのは、今議会に提案している内容でスタートさせていただいて、出動報酬についても、今後、消防長が答えたとおり、いろんな角度から研究、検討してみたいと思います。

4月からというのは、ちょっと現実的には難しいんじゃないかなと思います。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（１番 首藤 善友君） ４月からその分が非常に難しければ、今、市長も消防庁長官の通知というものを非常に重く受け止めておられるというふうにさせられましたので、ぜひ、最大限御努力いただいて、年度途中ででも何らかの形でこれを引き上げる、そういった方法をぜひ今後お願いしたいというふうに思います。

これは、由布市も消防団というのは、定員が８０５名ですね、定員が。７１２人の現在、団員ということで９３名欠員状態。本当にあれほど一生懸命頑張っておられる団員の方に頭の下がる思いで、先般１月の出初め式にも出席させていただいたんですが、非常にそういう点で敬意を表する活動であります。

実は、最近１月２７日のことでありますが、私の近くで、こういったことがありました。大津留交流センターと影戸神社を何度も往復する車を発見したと。これは、消防団の方が、農作業をしながら発見したわけです。

そのうち、その不審な車が、３度ほどゆっくりとしたスピードで、大体３００メートルぐらいの県道を上ったり下ったりということがありまして、怪しい車だなというふうに思ったと。

そして、そうこうするうちに、２人ほど男性が、スーツ姿の男性が乗っておった車が道路のちょっと広いところに車止めて、１人が黒いかばんを肩にかけて県道から下りていったと。

そして、不審に思って、その団員の方が回覧板を持って、その下りていった先に向かっていくと、下からその人物が上ってきておるところに遭遇するわけです。その際に、その人物に対して、この消防団の方は「どこのお家をお探しですか」と、こういうふうに尋ねた。誰々さんのお宅ですと答えた。その名前の、「下のお名前は何ですか」ということに問い合わせると、「忘れたので今確認に帰るところです」というふうに答えた。「あなたは、どちらの方ですか」と聞いたんです、再びね。「由布市の市民課です」と答えた。「この道は行き止まりなんですね」と、その男は答えた。

この消防団もなかなかすばらしいですね。「余りうろうろすると不審者と間違われますよ」と、そういうふうにその男に言った。そうすると、その男は、上の県道まで来て歩道を歩きながら、大津留交流センターのほうに向かって歩き、途中で待機していたもう一台の車に乗り込んで下って行ったと。

ちょうどルフィとか、そういうのが騒がれていた時期で、そして、ああいうふうに闇バイト、そういったものが騒がれていたときで非常に驚きましたと。

よくまあそういった質問をしたと、私は言ったんですが、その後、その消防団の彼はこういうふうなチラシを「重要なお知らせ」ということで、その地域に一軒一軒まいて、その車はスバルでシルバーの色だったんだけど、市民課を名乗る不審な車だったんだけど、皆さんで注意して声をかけましよう。やっぱり地域の安心、安全のための消防団の方々は、日頃から、聞くと、目

を光らせているんだと言うんです。非常に頭の下がる思いで聞いておりました。

こういうふうな方々も712名の団員が、それぞれの地域で由布市の安心、安全なまちづくり、あるいは地域防災の中の非常に大事な一翼を担って、日々見回し、生活なさっているんだなど非常に感銘を受けました。

それが、たまたまこういうふうな県下の一覧表を示しましたが、非常に何とかして消防団の方々の待遇改善を図ってほしいという気持ちで取り上げました。恐らく今議会においても、他の議員の皆さんも同じ気持ちだろうと思います。

市長も何とかしたいという気持ちは、私は同じだと思っておりますし、消防長もそういう思いでおられると思います。ぜひこの点を、この一旦5年度の予算は出したけど、そういった一回の出動報酬、これをやっぱり大分、別府、日田、豊後高田とか杵築、恐らく年度が変われば、そういったところが多くなると思いますが、由布市もこれらの動きに遅れをとらないようにしていただきたい。何よりも消防団員に対する何よりの対応であろうと思っております。

今日は、3点ほど大まかに質問いたしまして、熱心な、非常によい答弁をそれぞれ頂いたと思っております。

最後になりますが、3月で退職なさる方々、本当に市役所の中で、普通の私どもと違って、高い経験と高い知見を持っておられます。今後、由布市のために退職しても、あらゆる場面で生かしていただきたい。これまでの御労苦に感謝申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、1番、首藤善友君の一般質問を終わります。

.....

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分とします。よろしくお願ひします。

午前10時49分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、10番、太田洋一郎君の質問を許します。太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 10番、太田洋一郎、議長の許可を頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、3項目プラス追加通告で1項目の、全部で4項目で質問させていただきます。

まず、1点目でございます。昨今、非常にインバウンドの再開に伴いまして多くなった観光客、訪日観光客の方を目にして、この質問、幾つか議員さんが質問されるだろうなと思いながら、で

も、あえて挙げさせていただきました。

まず1点目、インバウンド再開に伴う交通渋滞について。

コロナ禍のため制限されていた訪日外国人観光客の受入れが、令和4年10月11日より大幅に緩和され、日本各地の観光地ではにぎわいを取り戻したとメディア等で報道されております。

同時に、コロナ前の諸問題も顕著に表れており、その一つに交通問題が挙げられます。

湯布院地域では、コロナ禍では見られなかった大型バス等が起因すると思われる渋滞が発生しております。以前のような飽和状態になる前に、早めの対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目でございます。これ、前回の12月定例会でお聞きして、自分なりに少し市長の答弁に対して納得した部分もあるんですけれども、その後、国のいろんな動きも含めて、再度質問させていただこうというふうに考え、取り上げました。

2点目、パートナーシップ宣誓制度について。

令和4年第4回定例会の一般質問でも取り上げ、市長は、市町村単位ではなく、国の方針として示されるべきで、国の動向を注視すると答弁をされました。それに対して、ある程度納得はしたんですが、その後、令和5年2月4日、首相秘書官の発言により、LGBTに関して、記者団の非公式取材とはいえ、「隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」という発言をされ、更迭をされました。

同性婚の法制化には慎重な立場を示す首相や元秘書官の発言で、国として多様性を尊重し認め合う社会の構築はほど遠いと多くの国民が感じたのではないかと。ならば、地方の自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入し、多様性を認め合う機運を高めていく必要があるというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

これ、志賀議員の質問でもありましたので、重複する部分がありますが、よろしくお願い申し上げます。

3点目でございます。由布市部落差別等あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例について。

この条例でございますが、今の時代、この時代のニーズに合っているかどうか、お伺いいたします。

追加分でございますが、行政報告について。

新型コロナウイルスに対して、5月8日から感染法上の分類が2類から5類に引き下げられるということに対して、ウイズコロナ社会のさらなる進展を見据え、地域経済の活性化に対して力を入れると行政報告で述べられておりましたが、そこで、具体的にどのような活性化策を考えておられるのか、お伺いいたします。

再質問はこの席でお伺いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、10番、太田洋一郎議員の御質問にお答えします。

パートナーシップ宣誓制度について、地方の自治体が制度を導入し、多様性を認め合う機運を高める必要があるという御質問ですが、パートナーシップ宣誓制度は、同性のカップルの気持ちが尊重されるという意味では非常に意義ある制度であり、性的少数者が抱える生きづらさや困りごとを解消するとともに、性の多様性に関する理解を深める上で有効であるというふうに認識しております。

また、制度の導入自体も住民の皆さんへの啓発にもつながり、多様性を認め合う機運を高めることになるというふうに考えております。

また、その一方で、当事者の立場から利便性を考えれば、広域的に統一した制度利用ができるようにするのが望ましいというふうに考えているところです。

今後も、国、県及び県内各市町村の動向を注視しながら検討し、多様な価値観が認められて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を図っていきたいというふうに考えております。

次に、由布市部落差別等あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例について、時代のニーズに合っているのかとの御質問ですが、由布市部落差別等あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例は、平成17年10月1日から施行されております。

市としましては、本条例の目的を達成するため、部落差別をはじめ性的少数者への差別など、あらゆる差別を撤廃し人権を擁護するため、就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めることとしており、様々なニーズに応じた取組を行っているところです。

次に、行政報告の中で、ウイズコロナ社会のさらなる進展を見据えて、地域経済の活性化に対してどうしていくのかとの御質問ですが、新型コロナウイルスが5月8日に2類から5類に引き下げられることで、今後訪れるウイズコロナ社会での具体的な地域経済活動を、全国有数の観光地である湯布院に、インバウンドも含めた観光客が訪れることが想定されております。そうしたことから、これを契機に由布市内全域の魅力を体感してもらうよう、観光特化型の市内循環バスの運行、またスタンプラリー事業の開催、併せて5つの観光協会それぞれのエリア別魅力向上事業を展開し、観光地域づくりを強化していきたいと考えております。

また、今年度からの継続になりますけれども、6月末までのプレミアム商品券事業で消費喚起を促すことや、創業支援事業などにより地域課題の解決を図りながら、個人・企業の挑戦を後押しすることで、地域経済の活性化につなげていければというふうに考えているところです。

以上で、私からの答弁を終わります。他の質問は、担当課長より答弁いたします。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院地域振興課長です。

インバウンド再開に伴う交通渋滞について、飽和状態になる前に対策が必要と考えるがとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、昨年１０月以来、インバウンドの観光客のお客が増え、特に１２月以降、目に見えて増えてきた状況となり、それにより大型バスの流入も増えてきてはありますが、そのことに起因し、渋滞が発生している状況とまでは現段階では考えておりません。

しかしながら、湯布院地域の渋滞緩和につきましては、湯布院地域交通渋滞緩和検討部会において様々な検討を行っているところです。当面の対応策としましては、安全が確保されず、駐車場としての使用は危険な公道沿いのコンビニエンスストア等におけるマナーアップの周知等によるソフト的な対応により、対処してまいります。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 今回の質問で、資料をつけさせていただきました。これは、丸亀市の人権を尊重し多様性を認め合うまちづくりの条例ということでお配りさせていただいております。ぜひ、質問に入る前に、皆様、御一読頂ければというふうに思っております。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、１点目のインバウンドの再開に伴う交通渋滞ということで、先ほど、局長が申されたのは、インバウンドが再開したが、以前のようにはまだ渋滞が起きていないということであります。そういった認識でよろしゅうございますか。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

はい。そのように、現段階では認識しております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 確かに、今、以前のような、コロナ前のような渋滞というものはそこまでは起きていないのかなというふうには私も感じております。ただ、部分部分で、例えば少しでも車が止められるスペースにまた徐々に観光バスが止め始めた。それはもう無料で、パーキングみたいなところではありませんので、そういったバスがちらほらと見え始めた。

同僚議員の質問の中にもありましたけども、そういったことをあらかじめ把握されながら、早め早めに、例えばバスのモータープールをしっかりと準備していったそちらに誘導していくとか、もう飽和状態になる前に今のうちから手を打っていく必要があるというふうには思っているんですけども、そのところいかがですか。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

確かに、議員御指摘の部分は、同様の認識を持っております。

先ほど申し上げました、湯布院地域の交通渋滞緩和検討部会というものが庁内のP Tとして存在しておりますので、そちらの中で優先順位をつけて、新年度以降、即対応していけるものの順位を今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 検討委員会で協議をするということでございましたけれども、以前、僕もこの問題、何度か質問に取り上げさせていただいて、コロナ禍の中、お客様が少ないうち、今のうちにしっかりと町を整えておいてくださいというふうなことを申し上げた記憶がございます。それが、今やっと検討するというふうなことでございますので、少し時遅きかなというふうに思っております。

飽和状態になって対策をといても、本当に間に合いません。コロナ前のあの狂氣的な、もう至るところに観光バスが路上に止めて、寄せて止めるんですけども、そこで乗降させて、そのお客さんが戻ってきたときにまたそこで乗せる、それに対して渋滞がいたるところで起きるというふうなことになる前に、しっかりと検討委員会で早急に対策を講じていただきたいというふうに思っております。

これは、同僚議員で、亡くなりましたけども、野上安一議員がライフワークでずっとやっておりましたので、その遺志を引き継いで僕もやろうというふうに思っておりますので、しっかりとやっていただきたいということと、部分部分で、今、渋滞が発生している箇所がございます。例えば、駅前通りなんかは特にそうかなというふうには思っております。

というのが、インバウンドのお客様が、１０月１１日の大幅な規制緩和によって一気に押し寄せたというのが正直なところだと思います。これはもう、商工観光課長も湯の坪街道見ていただいて分かると思うんですけども、そんな状況の中で、以前は、コロナ禍の中では、高速バス——福岡との行き来で走っております高速バスですけども——１台でもがらがらの状態だったんです。それが、先ほど申しましたように、１０月１１日の大幅緩和によって一気に押し寄せたと。今現状、局長、確認されておるかどうか分かりませんが、同じ時間帯、時刻の発車便が３連射、４連射で走っているという状況は把握されておりますでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

今、議員さんおっしゃったところは、日旅協という日本旅行協会由布院支部の定例会で、毎月

参加させていただいておりますが、そちらの関係者の御報告でも承っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） これ、加藤裕三議員も質問されていましたが、駅前に出て、２回クランクを曲がるわけです。その間に３台、４台というふうになったときに、駅前の渋滞というのは非常に顕著に現れてくるというところなんです。盆地の中全体ではまだそこまでないけれども、部分部分でそういった渋滞を引き起こしていく。

そして、また渋滞に起因するいろんな交通諸問題、例えば歩行者が危険にさらされるであるとか、あと駅のほうに向かう車両がなかなか通行できないとか、そういった問題もございまして、非常に早く解決に向けて対策を講じる必要があるというふうに思っております。それに関して、局長はどういうふうな改善策があるというふうにお考えですか。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

議員御指摘の駅前線、それから乙丸線につきましては、最近の私のどもの調査では、湯布院幹部交番さんにお聞きしたところ、乙丸線につきましては——由布院小学校とラックホールの間の市道ですけれども——５件の事故が起こっているというふうにお聞きしております。

それから、駅前線につきましては、私の認識している限りでも年末年始で１件ずつ、観光客の方だけではなく、市民の、それも高齢者の方、それも御近所にお住まいの方、よくラックホールにおいでになられる方が事故に遭っておられるというふうにお聞きしております。

したがしまして、そういった課題は２年間かけました交通実験の中でも整理がなされておりますので、特に今申し上げた交通結接点での混雑の発生による交通事故ということでございます。

したがしまして、その部分につきましては特に、先ほど申し上げたＰＴの部会の方で今後の対応を早急に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） ぜひとも早急に検討していただきたい。というのが、インバウンドの再開といいましても、例えば韓国であるとか、そういったところの国々の方が今多うございますけれども、中国からのお客様というのが本格的にはまだ今来ておりません。少数ですけれども来ておりますけれども、これが大幅に行き来が改善されて以前のように来るようになったとした場合に、今の訪日外国の方、インバウンドの方の数というのはその比ではないというふうに以前の動きを見ると感じております。

そうすると、ますます駅前のロータリーも含めて、盆地の中がバス等で非常に混雑すると、渋

滞を起こすというふうなことになるかねませんので、早め早めに手を打っていただきたいということと、やはり、今、議論されておりますけれども、中央公民館跡地の活用をいかに、こういった問題も含めてしっかりやっていくかと、改善に向けてですね。非常に重要なことであるというふうに私は考えております。

公民館跡地利用の検討委員会のほうから提言書が出されておりますけれども、あの提言を出された後に、やはり提言で駅前の渋滞緩和という部分が今回の訪日外国客の再開によってよりクローズアップされたというふうには考えておりますので、プロポーザルも含めて、非常に重要な部分であると。

そして、また由布院駅前の、要は玄関口でございますので、そのところで例えば、来るといつも渋滞しているという、以前のようなことにならないように、プロポーザルの内容も含めて、しっかり検討していただきたいというふうには思っておりますが、市長、これに対していかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

長年の課題でもあります。そうした湯布院中心部の渋滞対策というのは大変重要だというふうに思っておりますし、現在、A I カメラ等を設置して、そういった情報をリアルタイムで分かるようなシステムも継続して取り組んでおります。

また、公民館跡地についても、提言にあるような対応をしていって、少しでもそういった対策になればというふうに考えているところです。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） ぜひとも、今、市長の御答弁も頂きましたけれども、そういった部分、課題解決に向けて、しっかり検討していただきたいというふうに思っております。

この質問はこれで終わらせていただきます。ぜひとも、よろしくお願い申し上げます。

次でございます。

追加通告の分から行かせていただきます。

コロナウイルスに対して、5月8日からということで規制緩和されてというところで、非常にいろいろな具体的な案を持っておられると、活性化策で。

そういった中で、やはりD Cの役割も非常に大きいのかなというふうには思っておりますが、課長、以前D Cに参加されまして、それに対して、終了後にどのように総括をされたのか。もし、されているようであればお伺いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） すいません、議員、ちょっといまいち聞き取れなかったもので

すから、質問の内容をもう一度お願いできますでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） すいません。デスティネーションキャンペーンに以前、由布市も参加されておりましたよね。それに対して、今回、また参加をするということでございますけれども、以前のＤＣに参加されたことに対して総括はされておりますか。もし、されているようであればお伺いしたいのですが。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 大変失礼いたしました。

以前も、県全体の総括というふうなことでしかないんですけども、かなりの経済効果を生んだということで、大きな成果を上げたという評価をしております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） その総括に基づいて、今回、またデスティネーションキャンペーンに参加されると思うんですけども、先ほど市長が言われたような具体策も含めながら、より地域地域をブラッシュアップしていく必要があると。そして、お越しいただいて、また感銘を受けていただいて、再度またお越しいただくというふうな取組も含めて、地域の磨き上げ、そういうことを具体的に考えておられますか。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） デスティネーションキャンペーンの中では、それぞれ５つの観光協会ございますけれども、その観光協会が独自に自分たちの磨き上げというようなところの提案を頂いておりますので、それに対して補助をつけているというのが５年度の予算の要求内容ではございます。

それから、特に中心である湯布院地域におきましては、インバウンド対策の中での高付加価値化事業というのを再度申請をするというような動きもございますので、こういったことも含めて、地域経済の活性化というふうなものにつなげられればなというふうに考えております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） ぜひ、そういった動きはしっかりと支援していただきたいということと、それとこれ、観光局の役割が非常に重要になってくると思うんです。５つの観光協会としっかりと連携していきながら磨き上げていくと、付加価値をつけていくというところでございますので、そのところの支援体制みたいなものはどういうふうにお聞きしていますでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） まちづくり観光局でありますけれども、以前の質問にもお答えしましたが、やっぱりこれからの観光の中では、当然、私どもの商工観光課もそうなんですけれども、専門でありますDMO、まちづくり観光局がそういう意味では中心になる部分というのがかなり出てくるのではないかなと思いますし、今までのそれぞれの観光協会を束ねた形で、新しい形が今から築き上げられていくものというふうなことを期待しながら、今現在進んでいる状況であります。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） あと、市長の答弁にもありましたように、要は起業する方々の後押しをしていくというふうなこともお伺いしておりますが、そういったことも含めて、例えば由布市内でいろんな業種で起業されることをバックアップされると非常にいいのかなというふうに思うんですが、特に観光面での起業という部分は観光に直結する問題になりますので、そのところは商工観光課なんかでも御相談に乗っていただけるんでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） お答えいたします。

特に観光だということでの意識を持っているわけではありません。地域課題というようなところでの創業支援というようなところがうまく絡めればというようなところの、枠を拡大したというところはございますが、観光そのものに特化してというような考えではないということでございます。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 分かりました。ぜひとも、多くの起業が生み出せるような、そういったことも由布市の活性化にもつながっていくと、ひいては観光につながっていくというようにすることにもなるのかなということもありますので、観光商工の商工の部分もしっかりと力を入れて、コロナ後の５月８日から、どんどん忙しくなるといいますか、そういったことも含めて、御支援頂ければなというふうには思っております。

余談ですけれども、今議会の一般会計で、予算の部分で入湯税が八千何百万円が含まれておりましたけれども、個人的な考えでいきますと、今の流れでいくと、これは１億円超えるなというふうな感じもしております。観光客の方がお越しいただいて、いろんな諸問題もございすけれども、やはりしっかりとコロナ前のような税収が上がっていくということも非常に重要なことというふうに思っておりますので、そういった意味では、財源改革もそうですけれども、商工観光課の役割は非常に大きいのかなというふうには思っておりますので、ぜひとも由布市の財源確保のためにもしっかりとやっていただきたいと思いますし、また、これは今回通告しておりませんが、以前、財源検討委員会で検討されておりました財源の一つの案として、宿泊税というのが

導入という部分も検討されておったというふうに聞いておりますので、そのところは商工観光課ではございませんけれども、そういったことも視野に入れて、入湯税と同時に、例えば民泊であるとか、そういったところは温泉を利用しておりませんので入湯税を払う必要はないというふうなことも聞いております。そういったところからも、ぜひとも宿泊税ということで、入湯税と同等のようなものになるかもしれませんけれども、そういった部分もお願いできればなというふうに思っておりますので、ぜひ検討していく中でひとつ考えていただきたいというふうに思っております。これは答弁、結構でございます。

それでは、次に参ります。

パートナーシップ宣誓制度についてでございます。

これは志賀議員が聞かれておりまして、やはり国、県の広域的な取組が必要であるというふうに言われておりました。確かにそうなんですけれども、今回の首相秘書官の発言であったりそういったことを見ると、やはりなかなかうまく進んでいかないのかなというふうに思っております。

そのためにも、ぜひとも各地域から、そういった制度の導入をすることによって後押しができればというふうには思っておりますが、市長、やっぱり国、県の動向で、一律でやったほうがいいというお考えはお変わりになりませんか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

同じ答弁になろうかと思うんですけども、そういう立場の方から見れば、本当にどこの市町村に行っても同じようなサービスが受けられるというのが理想だと思います。意識の高揚のために宣言をするというのも一つですけども、やるのであれば、最低でも大分県統一でやって、大分県に行けばそういう制度がどこの市町村でも受けられるというのがよりよい制度になるんじゃないかなということで、そういうのを県下で求めていっているところで、具体的な動きがもう少しすれば出てくるんじゃないかなというふうに思っております。国はそれよりも上ですけども、国を待つというよりも、県下でそういった動きができればなというふうに考えているところです。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 同僚の甲斐議員の言葉を借りれば、「点よりも線、線よりも面」というふうなことで考えております。やはり、一つの自治体で取り組むよりも、それがつながって、横の線になって、そして最終的に面になっていくということも必要だと思うんですけども、それであれば、例えば、今議案に出されておりますけれども、公の施設の住民の利用に供される条例の改正ですけども、この広域連携の中の自治体の中で、もう既に3自治体がパートナーシップ宣誓制度は取り上げられて、制度導入されておるところの中で、せめて面の部分で、大分県全域の面ではなくて、広域連携の面の部分、そのくくりの中でパートナーシップ宣

誓制度を導入していくことを議論すると。市長、答弁されていましたが、大分市は前向きに検討されているということでございますので、大分市の制度導入に対しても後押しになるのではないかなというふうに思いますし、広域連携の市長会の中でそういった議論を持ち出して、せめて広域連携の枠組みの中でもやりましょうというふうな御提案はいかがでございましょうか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 私が述べましたように、やっぱり広域的に取り組むという観点から、そういう機会を捉えて提案していく必要があると思っております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） ぜひとも、県全域でというところではなくて、せめて広域連携の枠組みの中で導入されればなというふうに思っておりますし、しっかりと関心を持っていただいて、もちろん市長は関心を持っておられると、理解はされているというふうに思いますが、もちろん、「住み良さに日本一」を掲げる我が由布市は、いかなる人も住みよいんだというところの発信という意味では、この制度導入というのは非常に僕は大きいというふうに思っております。由布市が導入しているのであれば、そういった理解のある自治体に住みたいな、そういった方々もおられるやもしれませんので、そういったことも視野に入れて、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、市長、再度、お願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

導入に際しましては、いろんな角度から検討する必要があります。例えば、様式だとかいろんな面をどこまで整備するのかとか、また、そのことによって逆に差別になるのではないとか、そういうのを十分検討した上で導入を進めていかなければならないと思っております。ただ宣言するだけじゃなくて、実質的にうちの市ではこういうことになっていますというのをやらないといけないと思いますので、やっぱり少し細かい検討が必要だというふうに思っております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） ぜひともしっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

この件に関して、以前も言いましたけども、私の知り合いでLGBTの方がおられるということはお話しさせていただきましたけれども、東京で「ペイトンプレス」というバーを経営されている若林さんという方がおられまして、この人はシャンソン歌手なんですけれども、見た目は角刈りでひげを生やしているんですけれども、心は乙女なんです。つかこうへいさんの舞台上で何度も一緒になってシャンソンを歌っていただきましたけれども、化粧前で化粧をしているときはもう本当に乙女で、女性なんです。その方のお店に行って、よく常連で行かれています方が、若林ケン

さんという方なんですけれども、やっぱり同じだなというふうな感覚を持たれたんだと思いますけれども、その方に「偽らなくていいのよ」という一言でその人はすごい救われたと。そして、自分はカミングアウトしたというふうなことも聞いております。そういった方々が少しでも生きやすい時代に今なってきたというふうに考えておりますので、そういった方々がしっかりと安心して暮らせる国になればなというふうに思っております。それが地域から徐々に変わっていくということも非常に重要なことというふうに思っておりますので、御理解の下、しっかりと制度も細かい部分も検討していただきながら、導入に向けて、県下でそういったことが起これば、県が導入するというふうになれば、しっかりと対応していただきたいというふうなお願いを申し上げます、この質問を終わらせていただきます。

次でございますが、由布市部落差別等あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例、確かにこの条例というのは非常に重要な条例といたしますか、人権をしっかりと擁護していくということでございます。先ほども、市長の答弁の中に、人権を擁護するというのは非常に必要であるということでこの条例があるんですけれども、今、お配りいたしました丸亀市の条例を御覧頂けるとお分かりのように、非常に細かく条例が定められて、条例改正されております。どこの自治体も、この関係の条例を調べると、大体、由布市と同じような条例なんですけれども、丸亀市はかなり今の時代のニーズを取り入れた条例になっております。

僕は、由布市の条例が悪いというわけではないんですけれども、部落差別等あらゆる差別、「あらゆる」というのが非常にやっぱり抽象的であるのではないかと。今の時代、非常に大きな問題といたしますか、個々にいろんな問題が発生しておりますが、それにしっかりと寄り添うような条例にするべきではないかというふうなことで、今回、一つの例として丸亀市の条例を資料として出させていただいたんですけれども、例えば4条でいいますと、「何人も、人種、国籍、民族、信条、性別、被差別部落出身、年齢、障がい、疾病、性的指向、性自認その他の事由を理由とした差別を行ってはならない。」と、非常に一つ一つ具体的に書いております。

確かに、「あらゆる」という言葉でまとめることも大事なんだろうけども、より分かりやすくということも非常に重要なことというふうに思っておりますし、そして事業者の責務であるとか、あと非常に細かく、そしてまた教育及び啓発の推進であるとか、そういった項目も入れております。こういった条例を、ぜひとも由布市として条例改正に向けて検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（長谷川建策君） 人権・部落差別解消推進課長。

○人権・部落差別解消推進課長（富川 賢治君） 人権・部落差別解消推進課長です。お答えいたします。

議員から頂いた御意見も踏まえまして、今後、調査研究の上、検討してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 由布市のこの人権の差別を禁止するという条例なんですけれども、例規集を見ると、第３巻の厚生の部分に記載されておりますが、第５節で地域改善対策ということでこの条例が盛り込まれております。この部分も、地域改善対策ということではなくて、人権擁護対策というふうに位置づけてこういった条例をうたい込む必要があるというふうには思うんです。今の時代に合わせた、いろんなことで人権というのが脅かされるわけですが、先ほどの第４条で申しましたように、そういったことも踏まえると、やはり例規集の中での取り上げでは人権擁護対策に変更するべきではないかなというふうには思っておりますので、これは御提案でございますけれども、そういった部分の位置づけということが今の時代には必要ではないかというふうに思いますが、そのところはいかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 人権・部落差別解消推進課長。

○人権・部落差別解消推進課長（富川 賢治君） 人権・部落差別解消推進課長です。お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、この条例も詳細に記載されていると思います。このような条例を参考にさせていただきながら、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） ぜひとも早急に検討していただきたいというふうに思っております。

人権を取り巻く環境というのは非常にめまぐるしく、いろんな変化が起きている中で、やはり多様性をしっかりと認めていくということをしっかりとうたい込んでいくという必要は非常にあるかなと。もちろん今の現状の条例でもそうなんですけれども、やはり先ほど申しましたように、より具体的に明言、そういった文字で表していくという必要があるのかなということと、それと、丸亀市では、要は差別、暴力、虐待その他の人権侵害は許されないというふうなことの位置づけもございしますので、そういったことも取り入れていく条例にするべきではないかなというふうに思っておりますが、この条例に対してはいかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

いろんな差別がある、そういった中で、それを具体的にというような御提案だと思いますけども、そういったことも含めて、条例改正も含めて、今後、もう少し詳しく調査研究をする必要が

あるかなというふうに思います。いろんな角度から見て、何を中心に据えるかとかそういった問題もございましてですね、差別については。本当に全部網羅するのが難しい面も反対にあります、詳しく書くそうですね。そういった面も十分検討して、あらゆる差別が対象になるような条例にしていけばいいというふうに思っております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 丸亀市は、以前の条例から条例改正するに当たっては、やはり、何度も申しますように、今、非常に多様化している差別の問題であるとか、ヘイトスピーチも含めてですけれども、そういったこともしっかりと加味しながら改正をしたというところでございまして、先ほど市長が言われたように、パートナーシップ宣誓制度を導入して、それを宣誓したことによって例えば差別が起こるとか、そういったことが懸念されるというふうなことも言われております。そういったこともしっかりと加味した中で条例改正に向けて調査研究をしていただきたいし、また早急に改正していただく必要があるかなというふうなことで考えておりますので、ぜひとも御検討のほどよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それと、また、条例制定も含めてですけれども、要は、どの条例もそうですけれども、いかにこれを広めていくか、それが非常に重要になってくる。啓発が非常に重要になってくると思うんです。条例はあるんだけれども、年に１回そういったイベントを行うんだけれども、ではなくて、やはり常に啓発していきながら、とにかく一年中、毎日がこの啓発というふうなことの意識づけというふうになっていくのが非常に重要なのかな、その草の根的な動きが差別を撤廃していくと、大きな流れになるんじゃないかなというふうには思っております。ぜひとも、啓発も含めて、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。課長、いかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 人権・部落差別解消推進課長。

○人権・部落差別解消推進課長（富川 賢治君） 人権・部落差別解消推進課長です。お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、啓発面も含めて、条例の関係に含めましても、十分に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） それと、教育現場でもしっかりとやられているというふうには思っておりますが、子どもたちが小さいうちからしっかりとこれに対して理解を示すというふうなことが非常に重要なかなというふうに考えておりますので、ぜひともそういった取組も今まで以上にしっかりときめ細かくやっていただきたいというふうに思っておりますが、教育長、大変申し訳ない。いかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 同感だと思います。この中には人権教育というものが根幹にあるというふうに思いますので、今ここにある、社会のあらゆる分野における差別をなくすということについて、同様であると思います。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 先般、女団連の方と意見交換をする場がありまして、女団連の会員の方から、３月、マスクを外すことが解禁されるという中で心配されるのは、マスクはしなくてもいいですよと言われても、やはりマスクをしたいという子どもが多分かなりおるだろうと。そういった中で、マスクをしていることによって、「あんた、何でマスクしちょんの」みたいなことのいじめが出るんじゃないかというふうなことを懸念されている保護者の方もおられましたので、本当に身近な部分でしっかりと対策をとといいますか。そういったことが起きないようにしていただきたいと、これはもうお願いですけれども。

そういった一つ一つの変化に対して、その変化が生じることによって、人と違ったことが、それが差別に通じていくというふうなこともあります。ですから、社会情勢が変化するときというのは非常に気をつけておかなければいけないというふうには思っておりますので、ぜひともその部分、しっかりと御指導していただきたいというふうに思っております。

最後でございますけれども、やはりパートナーシップ宣誓制度と同時に人権の擁護に関する条例のしっかりした整備と、これを併せて、いろんな差別がある中で、しっかりと由布市は毅然とこれに対して差別を撤廃していくんだというふうなスタンスでやっていただきたいというふうには思っております。

早い時期の条例改正が行われればなど。条例を改正したことによって、急にいじめがなくなるとか差別がなくなるといふわけではありませんけれども、由布市としてはこういう条例に改正しましたよということも、非常に大きな一つの啓発の意味もあるのかなというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

私の一般質問はこれで終わらせていただきますけれども、同僚議員さん、皆さんおっしゃられますが、３月をもって退職される職員の皆さん、本当にお疲れ様でした。旧町時代から由布市になって、混乱する中でかじ取りをされてきたという職員の方々、非常に御苦労されたんじゃないかなというふうに思っております。第二の人生に向けて、健康には御留意されて、人生１００年と言われますので、あと４０年ございますので、しっかりと有意義な生活が送られることを御祈念申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、１０番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

.....

○議長（長谷川建策君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は１３時００分とします。

午前11時51分休憩

.....

午後１時00分再開

○議長（長谷川建策君）　再開します。

次に４番、高田龍也君の質問を許します。高田龍也君。

○議員（４番　高田　龍也君）　４番、高田達也。議長の許可をいただきまして、通告にのっとり一般質問を始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。議長、マスクを外してもよろしいでしょうか。

それでは通告にのっとり質問する前に、ロシアによるウクライナ侵攻から１年以上が経過しました。いまだに侵攻を止めぬロシアを強く非難するとともに、ウクライナ国民の奮戦に敬意を表し、一刻も早い平穏な日常に戻ることを願います。

また先月、日出生台では陸上自衛隊とアメリカ海兵隊との共同訓練が行われ、地元市民からは他国からの脅威に対して大変心強いとの声をいただいております。無事に訓練が終わったことを大変喜ばしく思っておりますし、日本国民として大変心強い存在であると思いますので、改めて自衛隊の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

それでは通告にのっとり行っていきます。大きく３項目出しております。

１つ目、由布市市政の展望について。

①市制施行１８年を迎えるが、今後由布市民の可処分所得を増加させる重要と考える戦略を伺う。

②市制施行１８年を振り返り、決算金額の大きい順に由布市総合計画の費用対効果を伺う。

２、由布市の財産管理・開発について伺います。

①前議会で伺いましたが、由布市内において重要土地等調査法に該当する土地があったのか、伺う。また、自国で土地の個人所有権を認められていない国との取引を、相互主義の観点から由布市としての考え方を伺う。

②湯布院庁舎建設への瑕疵担保責任請求を行ったことの経過報告と監査報告及び監査委員の見解を伺う。

③湯布院公民館跡地の経過状況と今後の計画を伺う。

④湯平まちづくり協議会、ゆのひらんプロジェクト、この間の日曜日に開催式に行かせていただきました。大変喜ばしいことだなと思います。今後の活動及び国・県・市の協力体制、事業計画を伺う。

３番です。これその他に追加質問で入れております。議案第２号、由布市情報公開・個人情報

保護審査会条例の制定についてです。

①条例案第4条、委員は優れた識見を有する者から市長が任命するとあるが、優れた識見とは何を指すのか伺う。

②本審査会は重要な執行機関だと考えるが、なぜ議会の同意を得て選任しないのか見解を伺う。

以上です。再質問はこの場で行います。簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、4番、高田龍也議員の御質問にお答えします。

市政施行18年を迎えるが、今後、由布市民の可処分所得を増加させることが重要と考えるが、という御質問ですけども、可処分所得を増やすためには、会社員やパート、アルバイトといった業種であれば給与が上がる、給与を上げるために会社の売上げを伸ばす。農家や自営業、サービス業であれば、売上げを伸ばすことにより収益を上げるということになろうかと思います。

行政としましては、地方自治法にうたわれていますように、地域住民の福祉の増進を基本として事務を行うということが基本となります。そうした様々な事業活動に影響を及ぼす間接的な支援として、例えば農業の基盤整備や観光地の集客に向けた情報発信、子育て環境の整備を行っていくこと、また地場企業の増設や改築、商工業者への創業に係る補助等、直接的な支援を行うことで、事業活動を後押しし、売上げや収益が増加することで、最終的には所得に反映されることを期待しているというところです。

次に、市政施行18年を振り返り、決算額の大きい順にその費用対効果を伺うとの御質問です。総合計画の体系としましては大きな6つのテーマを設定し、17の施策目標、40の施策の柱、96の具体的な施策を設けております。令和3年度決算ベースで申し上げますと、一番大きいものは社会福祉、健康医療で31.4億円、次に生活環境、生活基盤の整備として30.9億円、次に教育、文化、子育てで30.3億円、行財政、消防防災に12億8,000万円、農林畜産、商工関係として10億2,000万円、交流、情報発信に1億5,000万円となっております。

費用対効果ということになりますと、事業の対象範囲が限定されるものや、年度により大きく事業費が変動するものなどがございます。一概に比較することは大変難しいんですけども、第4次由布市行財政改革推進計画では、行政サービスの効率化や新たな財源確保、行政スマート化の推進を図ることとしており、加えて本年度実施しました市民意識調査報告書で12施策の充足度が集計されております。行政コスト削減や費用対効果という観点でなく、市民の皆さんの満足度を考慮した上で判断していくものと考えております。

以上で、私からの答弁は終わります。他の質問は、担当課長より答弁いたします。

○議長（長谷川建策君） 防衛施設対策室長。

○湯布院地域振興課参事兼防衛施設対策室長（一野 英実君） 防衛施設対策室長です。お答えい

たします。由布市内において重要土地等調査法に該当する土地があるかとの御質問ですが、内閣府告示第121号によりますと、特別注視区域及び注視区域には大分県、そして由布市は指定されておられません。

また、自国で土地の個人所有権を認めていない国との取引を、相互主義の観点から由布市としての考えを伺うとの御質問につきましては、現在日本において、不動産を外国人が売買することを特に妨げる法律はございませんが、安全保障上の観点から危惧を抱く報道も多くなっております。御指摘の案件は国家単位での議論が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員です。湯布院庁舎建設への瑕疵担保責任請求を行ったことの経過報告と、監査報告及び監査委員の意見を伺うとの御質問ですが、先般、私ども実施いたしました定期監査におきまして、担当課に聴取をしたところでございます。監査委員といたしましては、状況の推移を見守りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院地域振興課長です。湯布院庁舎建設への瑕疵担保責任請求を行ったことの経過報告についての御質問ですが、まず令和4年9月17日から19日の台風14号におきまして、18、19日に雨漏りを確認しました。その後、同月20日、26、27日にわたり施工者による現況確認を行い、同27日に市長、教育長に被害報告、技師による現状確認も行いました。

10月11日には施工関係者と協議し、同月20日の議会全員協議会にて雨漏りの状況を報告。翌21、22日の高所作業車と足場を組んだ施工者による調査を経まして、同月26日、その調査報告を設計、監理、施工者から受けました。同31日には、第3者機関による現地確認を行い、11月2日には前述の3者より原因、対策の報告書が提出され、施工者により塗膜防水作業等が設計図どおりに施工されていなかった事実が判明しました。

よって、同月11日に3者と市で、現状に対する修繕方法について、施工者に依頼していた検討書を基に協議しました。同月18日には、修繕計画について第3者機関より助言をいただいた上で、11月21日に施工者2者と工事監理者に対し、令和元年10月3日に契約を締結しました由布市湯布院地域複合施設建設、建設主体工事について、工事目的物に不具合が生じていることから、契約書、由布市公共工事請負契約約款第42条の規定に基づき、瑕疵担保責任、修補を請求した次第です。

次に、湯布院公民館跡地の経過状況と今後の計画についての御質問ですが、加藤裕三議員にお

答えたとおり、令和4年9月に計4団体様からの駐車場設置の要望書の提出を受け、さらなる住民意見の聴取が必要とし、11月21日に市民懇話会を開催いたしました。懇話会には町内塚原から湯平まで計84名もの市民が参加され、班ごとに大変率直な御意見をいただき、その後公示しました由布市旧湯布院公民館跡地整備基本構想にも意見を反映いたしました。

今後は、基本構想に基づき、由布院地域の玄関口としてふさわしい空間を実現できる能力を持つ企画・設計者を、2段階プロポーザル方式により公募を行い、3月25日には2次審査として市民公開のプレゼンテーションとヒアリングを実施し、選定委員会にて選定する予定です。なお、選定後も、ラックホール建設時と同様に、各種市民ヒアリングや懇話会を実施し、加えてパブリックコメントの聴取を行う計画です。

次に、湯平まちづくり協議会、ゆのひらんプロジェクトの今後の活動及び、国・県・市の協力体制、事業計画についての御質問ですが、まず令和2年7月豪雨からの湯平復旧復興に伴い、話し合いを重ねた中で、以前からの様々な地域課題があることや、今後10年後、20年後の湯平がどうなっているのか、このままではいけないという住民の皆さんからのお声により、令和3年8月より湯平まちづくり協議会設立準備会を設立し、令和4年の8月からは、まち協設立に向けて、大分県のネットワークコミュニティ推進モデル委託事業を受託し、毎月準備会や事業を実施してきた結果、3月5日に設立総会、並びに市との協定式を執り行いました。

ゆのひらんプロジェクト、湯平まちづくり協議会の特徴としましては、運営の中心を役員会ではなく暮らしの編集局とし、暮らしの編集局と地域内にある既存の11団体の代表と、地域民有志からなる代表者委員会が編成されており、事業遂行においては編集局や地域住民の提案のプロジェクトに対して、それぞれプロジェクトチームをつくり、住民が自分に参加できるプロジェクトに参画して事業を実施していく点が、湯平地域の特徴となります。

各行政側からの協力体制は、他のまち協同様、今年度は県のネットワークコミュニティ推進体制整備事業、市の地域の底力再生事業を活用してまいりました。新年度は、県の地域まちづくり活動推進事業や先ほどの地域の底力再生事業も活用する計画です。令和5年度事業計画は、移動、買物支援等の暮らしの仕組みづくり事業、クリーン作戦、石畳マルシェ等の人と人との交流事業、暮らしの編集局会議等の情報共有事業となっております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。議案第2号、由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、条例案第4条の優れた識見を有する者についてでございますが、地方公共団体に置かれる第3者機関の委員には、公正な判断能力を有し、法律または行政に精通している者、法曹学者や法学者及び行政実務経験者等を選ぶことが考えられます。

次に、審査会は重要な執行機関だと考えるが、なぜ議会の同意を得て選任しないのかとの御質問でございますが、この審査会は、執行機関が行政執行に必要な審査や諮問を行うため、地方自治法第138条の4の規定に基づき設置をする附属機関でございます。法的に議会の同意を求めることは定められておりません。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） それでは再質問させていただきます。順番が前後します。まずはじめに、議案第2号からお聞きしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これ個人情報保護法の審査会でやっていますが、ちなみに市長が承認という形で委員会のメンバーを決めると思うんですが、これほかに市長承認の人事案件というのはほかにどういうものがありますか。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） お答えいたします。それぞれの執行機関には、それぞれそういった委員会がございます。多くはちょっと記憶にありませんけど、様々な状況の中で附属機関を設けておりますので、その委員の選定については執行権の中で委員を選任して、そういった公平公正な判断能力がある方に依頼をしてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） なら、逆に聞きます。議会の承認を得て選任される委員会のものって何がありますか。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） それでは、例えば副市長人事や監査委員だとか、農業委員会の委員さん、そういったものは議決を要する案件になっております。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 市長を選んだ人なんで、多分間違いないんだろうと思いますけれども、今言われたように副市長をはじめ代表監査委員にしろ、議会の承認があつてこの場に来られる立場ある方だと思いますので、ぜひ議会の承認を得たほうがいいんじゃないのかなと思いますし、今、私情報公開請求しています。

出しているんですけど、なかなか来なくて、今、議員活動で、ある補助金に対する支出決算と領収書等を見せてくださいということで見ているんですが、本来あるべきものがなかったりとかして、本来は10年間多分保存しているんだろうなというやつが1か年度分しか保存されてなかったんです。

もっとすごいのが、補助金を執行したことに対しての領収書がないんです。収支決算書はついているんですけど、それに対する細目の領収書がない。そういう状況下が今起きているんで、もしかしたらありましたって今から持ってくるのかもしれないんですけど、そういう状況下になったときに、この委員会さんとかがはっきり把握しているのか。

行政側からこの資料ないんですよと言われたときに、ちゃんとこれはしっかりと保存しておかないといけないじゃないですかとかいう話してもらわんといけないことになるんで。由布市には文書管理規定とかあるんで、その中の規定の中で45条でいろんな種類の永年保存しないといけませんよとか、10年ですよ、7年ですよとかいろいろあるんです。そういうことをしっかりと識見としてしっかり持っている方が、今から人事として、市長人事で選任されるという考え方でいいんですか。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 議長にお許しをいただきたいと思います。由布市議会基本条例の第12条、反問権について行使したいと思いますので、議長の御許可をいただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（長谷川建策君） はい。

○総務課長（佐藤 正秋君） それでは少しお時間をいただきまして……。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 反問権行使するということなんですが、私の一般質問の時間は一回停止していただけるんでしょうか。それともその継続時間の中でされるんでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 継続時間の中です。高田議員、いいですか。継続時間の中で行います。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 少しお時間をいただき、議会と長との関係について私の考え方を述べさせていただきます、議員の御見識をお伺いしたいというふうに思います。

議会の議員と長は、いずれも直接選挙で選任され、それぞれ住民の代表として相互に権限を分かち合い、均衡と抑制を図りながら地方公共団体の執行運営を行っていくものと考えております。市長は、副市長や職員を指揮監督して具体的な職務を住民に対して行い、議会は法令または条例によってその権限となっているものについて意思決定を行うものに、市長の業務執行を監視する役割を担っているものと考えております。

ここで執行機関と議会の役割について、少し述べさせていただきます。地方公共団体の執行機関とは、地方公共団体の長、教育委員会のようにそれぞれ独自の執行権限を有し、その責務に担当する事務について当該地方公共団体の意思を自ら決定し、これを外部に表示することができる機関を言います。市においては、市長以外に教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委

員会、固定資産評価審査委員会等が置かれております。

議会の権限については、地方公共団体の議会は住民自治の基本として主権者である住民の意思を反映するために、重要な役割を果たしているものと考えております。議会には、地方公共団体の最終的な意思決定を行う権限、議決権があり、この議決権が議会の本来的かつ中心的な権限となると考えております。特に、しかしながら地方公共団体の意思を決定する権限については、全て議会に付与されているものではなく、基本的なもの、または重要なもの、限られた法律等に制限列举されております。それ以外は長、その他の執行機関の権限により決定されるものと考えております。

市議会において、議決をしている主なものについては条例を設け、または改範すること、予算を定めること、決算を認定すること、条例で定める契約を締結すること、条例で定める財産の取得または処分をすること、損害賠償の額の決定及び和解に関すること、副市長や監査委員などの専任に同意すること、また執行機関が行う行政執行について監視、牽制する権限、監視権もございます。以上が執行機関と議会との役割について述べさせていただきましたが、私の考えといたしますか、そういった議会と執行機関との関係について、議員はどういう、なぜしないのかといった質問もされているようですが、その見識をお伺いいたします。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） 私の見識を伺うということですが、今まで私が議員になってから、この場に今来るまでなんですが、私は市民の代表という立場で来ております。市民が疑問に思うことをこの場で代表、間接民主主義としてこの場でお聞きしております。今、私が決算とあと予算に関わることなので、細部に至って市民の皆様に説明する責任があると思います。市民からお預かりしている税金、国民から預かっている税金の執行がどのようになっているか、細目まで調べて皆様にお知らせする義務があると思いますので、そのように考えて質問させていただいております。よろしいでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 追加質問の中で、なぜ議会の同意を得ないのかという質問されております。そういった議会基本条例を、今申し上げました執行機関と議会との関係をきちんと理解して、そういった質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） 理解していないという見識なのかなと思いますので、理解はしていますという固い回答しかないんだと思いますので、これ以上いいですか。先に進んで。理解した上で私質問していると思いますので、これ以上いいですか。そういうことなら、そうなんでしょう。議案は議案なので、今から皆さんで話していくと思いますので、どうぞよろしくお願いし

ます。

次に行きます。由布市市政の展望についてです。今先ほど市長が述べられましたが、可処分所得の増加ではなくて、行政としましては福祉が基本であるという回答でした。間接的にその他の業種のほうに振り分けられていくんだろう、そうだと思います。私もそうではないと市が成り立たないと思いますので。

ですが、こちらに国勢調査の資料があります。これは令和2年の国勢調査なんですけど、由布市のどのような職種があるかということで調べています。今言われたように、2番の決算額の多い分ちゅうところにも行きますが、由布市では医療福祉の就職されている方が大変多いございます。これは福祉を目指す由布市としては大変ありがたい話であると思いますし、行政の在り方として福祉が基本であっているというところだと思います。

ですが、今この令和2年のときなんですけど、働かれている方が1万5,000人いらっしゃいます。医療福祉に関する方が2,900人、割合的に19%です。次に多いのが小売業、卸業です。これが2,247人で14%です。次に宿泊業、飲食サービス業が10.7%、その次に多いのが農業です。なので先ほど予算の配分的にはそうなるのであろうという考え方なんですけど、卸と小売業、これはお土産屋さんとかの観光市なんです、由布市としては観光業のことで小売業とか卸が入ってくるんだろう。

宿泊業、飲食サービス業も、これも観光業となったときに、これを合わせたときに25%なんです。この方々が一番多い割り振りにあるのかなと思ったとき、こういう方々の所得が今増減、どのような状況下にあるかというのは、把握はされていますか。どなたか答弁お願いできますか。

○議長（長谷川建策君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（日野 正美君） 総合政策課長です。お答えします。詳細までは把握しておりません。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 予算の執行状況を聞いていますが、市民生活の中で福祉が一番大事だと思うんですが、生活する糧としては収入がないと、現金がないとなかなか生活が難しくなってきます。その中でどのようにしたら収入が増えるだろうとか、どのようにしたら明日の幸せではないですけど、というところで、今回も観光業に対していろんな施策をされていると思いますが、そういうのがやっぱり考えがあって観光業とかの施策を打っているのか。農業でもそうですけども、どのような考えで間接的という話があるんですか。収入を増やすためなのか、今ある業種を継続させるためなのか、それはどういうことなのかということをお聞きしたいんですが、市長よろしくをお願いします。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。先ほども言いましたように、地方自治体の役割というのは地域住民の福祉の増進を基本にするということで、個々の所得を上げるということもその福祉につながるかもしれませんが、直接的な目標ではございません。その辺ははっきり地方自治法にうたわれております。ですから、市としてはそうした所得が上がる地方環境、そういったものに間接的に支援をしながら市全体の活力を生み出していく、そういうことですので、個々の収入がどれくらい、それを直接上げるためにという観点で行政は行っておりません。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） ありがとうございます。今お手元に資料で配布させてもらっていますが、これ由布市の若手農業者が昨年度来から取り組んでいる薬用作物についてなんです。今、大分県下で農作の高収益化を目指していますという形なんです、これ市の補助とか何もほとんどいただいていない、自前でどうしたら今より収益が増えるだろうかという考え方、あとどのようにしたら地元で貢献できるのか、耕作放棄地を減らすことができるのかという考え方の中で、若手農業者が動いて今やってきました。

今やってきて１年を迎えて、収穫を迎えることができまして、大変とてもいい評価をいただいております。これ由布市の農業の施策の中で高収益化を目指していきますとか、水田の畑地化をやっていきますという形があるんですけども、今、園芸作物、イチゴ、ネギとか最初から決まっているんです。実績があるものなんです。できれば市長、こうやって先行的にこういうのはどうですかというふうに作物をやったりとか、農業だけじゃなくて、こういうことをしたらいいんじゃないかな、自発的に考えて動くときに足掛かりになるものが何もないんです。

個人の収益を基にしているんじゃないということなので、公益的な福祉の考え方。由布市をさらに発展させる、由布市の人口を減らさないようにやっていくというときに、こういう新しいものを挑戦するときの補助とか、あと応援なり何かできないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。ここにも書いてありますけども、起業創生事業の助成金とか、ほかにもうちの新規起業に対して支援する補助金とか、そういった制度がございますので、まずそういった、農業であれば農政課のほうに御相談していただいて、活用できるものは活用していただきたいと思います。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） そういう事業がありますという話なんですけど、これなかなか農政課長、前例があるもの、前例踏襲主義というところがありまして、新しくこういう作物をポンとやりたいんですよというときに、すぐ対応できるもんですか。

○議長（長谷川建策君） 農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） 農政課長です。お答えをいたします。すぐに対応できるかというところは、正直厳しいというふうに思っております。今回、薬用作物についてはある程度目鼻といいますか、成果というところが見えたんだと思います。例えば、じゃあ何でもいいのかというところは、しっかり課として見定めをした上で、今回のケースでいけば青年農業者の会が自発的にやっていくという中で、我々も職員を派遣ではないですけど、一緒になって応援をしているというところがございます。何でもいいのかというところ、正直厳しいというふうに思っています。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） なかなか厳しいという回答だと思いますが、チャレンジする気持ちはくじけないように、サポートはしていただきたいと思います。これは農政だけじゃないです。ほかのいろんな事業にもあると思います。観光業にしてもこういうことをやりたいよねという話になったときに、いやそれは前例がないんでとか、こういうことは初めてなんでとかの話ではなくて、一緒に話を聞くような門だけは開いていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。これはさらなる由布市の発展につながると思いますので、ささいなことでも話を聞くような耳を持っていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次いきます。大きな2番の②です、湯布院庁舎の分です。先ほど経過説明はいただきました、課長のほうから。代表監査委員にお聞きします。関係各課からいろいろ聴取しているということですが、振興局長のほうから施工をしていなかった、外壁の塗布をしていなかったということで、瑕疵が認められたという話なんです、本来であれば施工するべきであった工事をしていなかったということで、今支払いをされています。その件について代表監査委員としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員です。この件に関しまして、担当課において施工業者、監理業者と協議を行い、業者側が瑕疵を認めて、その責任において現在対応中であるという説明を担当課から聞いておりますので、状況を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 執行部と監査は別物だと思っておりますので、監査のほうから予算が適正に執行されていたのか、それが不具合があるようであれば返還請求も考えて、監査のほうからアドバイス、お話のほうを入れていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

現場のほうについては、市長が前回私の責任の下でやっていきますというふうに答弁していた

だきましたので、この件に関しては市長をはじめ、振興局長のほうにお任せしておきますので、そのたび進捗率を教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして公民館跡地の分です。公民館跡地で、プロポーザルで今応募しているということなんですが、令和5年1月10日、全員協議会の場でこのお話をいただいて、プロポーザルの件もお話があったんですが、そのときにプロポーザルの検討委員会の中に亀の井さんも入っていますというお話がありましたが、今回、亀の井バスのバスセンター、バス乗り場等も含めてプロポーザルの意見とかが出てきている可能性があると思うんですが、そのときにプロポーザルの検討委員会の中に亀の井さんが入っているということになれば、利益を得る側が自分のところにいいような考え方で動く可能性もあるんじゃないかと。すみません、私のうがった考え方かもしれませんが、多くしてそういうふうに見られないように、本来だったらそういう方を避ける人事をするんじゃないのかなと思うんですが、その点、振興局長どうでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。全協の場において発言をさせていただきましたのは事実でございます。承知しております。亀の井バス様につきましては、駅前の総合5か年の社会資本整備事業で唯一残った課題であります大きくバスが旋回2か所してという駅前、それから乙丸線についてのリスクを回避するために、一体的に市の土地と整備をしていきませんかという投げかけをこれまでさせていただいておりまして、いろいろありましたけれども、同じ方向で今動いていただいている状況でございます。したがって、議員さんのおっしゃる部分は、どう申し上げたらよろしいんでしょう、前向きに市と一体になって懸案の解決に社として動いていただいているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 振興局長、あらぬ疑いを受けるんじゃないんですかと聞いているんです。その点はどうですか。

○議長（長谷川建策君） 振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 振興局長です。お答えいたします。その点につきましては、そういうことはないというふうに信じております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） そのときの議事録をいただいて見ているんですが、小石副市長の発言なんですが、亀の井バスさんの所有地と市の土地の両方を一体的に使うということでございますので、私どもで亀の井さんの土地をこういうふうに使いますよというのもおかしい話でござ

いますので、所有者の御意見も要るんじゃないかということかというので、私どもの判断でござ
います。亀の井バスさんが入っているというのはこういう判断ですという形なんです、今回予
算で上がって、6,000万円ですか、予定地、これまだプロポーザルでどういうものを建てる
か決まっていなくて、とりあえず一般会計から予算で出しているんですね。違うんですか。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。建
設費を除いた予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 今、幅広くプロポーザルで意見いただいているところで、敷地内
でもしかしたら建てるかもしれない、今跡地だけで使うかもしれない。もしかしたら隣も使うか
もしれない。まだ分からない話だと思うんです。そういうっていうのは後からでも私はいいんじ
やないのかな、当事者になる方が最初から入っているというのはどうも私は腑に落ちんなと思
いますので、その点はちょっとどのように市民の方に、いや大丈夫です、信用していますという話
で信用が得られるのかというのが、私不思議に思うんですけど、もう一度、振興局長、御回答よ
ろしいですか。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。再
度申し上げる形で恐縮ですが、駅前5か年事業の懸案の1つをこの際、湯布院地域の懸案
事項大きな1点というふうに認識しておりますので、一体的に解消していきたいという点におき
まして、市民の方々の御理解を頂戴したいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 今後、市民の皆さんが理解を得られるといいですけど、理解を得
られないときは大変なことにならないのかなという、年下ですが老婆心ながら今申し上げている
だけで、こういうふうに疑いを受けるようなことを最初からしてないほうがいいんじゃないのか
なという考え方なので。いろんな方が集まってきてくれて、80名から90名が来てくれたとい
うことなので、皆さん言いたいことがいっぱいあったんだろうなと。

それを開いていなかったのが、後手後手になったというところで、今度また請願も出てきてい
ますので、いろんな皆さんの意見が出てきているところで、片方の意見に寄り添っているんじ
やないのかなと思われなようなほうが、行政の在り方としてはいいのかなと思いますので、その
点はしっかりと今から留意されて行っていただきたいです。またこの点は聞いていきますので、

今回はこれで終わりたいと思います。

続きまして、湯平のまちづくり協議会の分です。今回このようなことを湯平地域の皆さんで考えて動いていくということで大変喜ばしいことかなと思います。今いろいろ令和2年7月豪雨のときから、私も災害復旧工事のほうに初期対応からも行かせていただきました。ぜひ湯平が復活することを強く望んでおります。

そこでいろいろ調べよって、今このまちづくり協議会ですか、湯平地域の皆さんの生活の基盤の発展をもう一度やり直すというところだと思います。湯平温泉地は、観光業が由布院と一緒にメインなところなんです。そうなったときに、国の支援があったんです。国土交通省観光庁のほうから、地域DMOとか。それが各旅館の施設とかそういうものに対して補助金が出るよというのがあったと思うんですけど、振興局長御存じでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。高付加価値化事業のことと認識しております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） この高付加価値化事業ってすごいんです。今由布院温泉地域もさられていて、昨年度ですか、10億円行政とおってなくて、まちづくり観光局が主体となってやられていたんですけども、10億円補助が入っている。その補助というのが個人の所有物、旅館とかそういうものに使えるということなので、ぜひ湯平温泉も今から復興していこうという形になっています。こういう取組を今から手を挙げていくということはできますか。市長に聞いたほうがいいですか。振興局長に聞いたほうがいいですか。これは所管が。お願いします。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。具体的な所管は、今、レガシー事業をしていただいております、まちづくり観光局さんになるんですけれども、一定の観光計画書が必須という条件と聞いております。

したがいまして、今現在つくっておられる内容がそれに該当するのでありましたら、希望される旅館さんもあるかと思います。

ただ、たしか半分でしたでしょうか、自己負担がありますので、そこはまた別問題かと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 今、自己負担があるということは、ちょっといろいろ調べたんで

すね。自己負担があっても最大1億円までは補助してくれるちゅうこと、前のやつなんで、これ、まちづくり観光局なんで、副市長、たしか理事ですよ、違うんですかね、まちづくり観光局の理事じゃなかったですかね。すみません。

こういう話を理事の決算の中で多分聞いていると思うんですが、これ、まちづくり観光局としては、大体どれぐらいのスパンで申請して、給付までの日数があつたとか、そういうお知らせをぜひ、振興局長とかも湯平温泉の方々にお知らせしていただきたいと思うんですが、そういうつながりってできるんですか。

○議長（長谷川建策君） 副市長。

○副市長（小石 英毅君） 観光庁のこの事業については、情報はしっかりもらっておりまして、今、由布院地域でこれ申請して、地域ごとの採択というふうに聞いております。由布院地域って、いわゆる盆地内の話です。盆地内で一応認められて、その案件ごとに高付加価値化が認められれば採択ということになって、何でも十何件ぐらい採択されたというふうに聞いておりますし、もうそういう改修工事をやっているというふうに聞いています。

湯平は、今のままだったら地域指定なんで、湯平はまだ指定されておられません。今後、湯平地域でこういう方向で高付加価値化したいというのが地域の中でまとまったら、それを観光庁のほうに申請して認められれば、そういった事業ができるという方向になりますので、まず、そのまちづくり協議会あたりと相談しながら、ある程度もうそういうお声かけはしているようには聞いています、まちづくり観光局からですね。

具体的にそれになりましたら、何かできること、お助けできないかというふうにみんなが考えながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ぜひ、由布市まちづくり観光局なので、湯平に限らず、挾間庄内にもこういうことをやっていきたいよちゅう話があれば、ぜひそういう、先ほど十何者という形なので、そういう前例があるので、前例があれば湯平が手を挙げたときに早い話ができるんじゃないかなと思いますので、ぜひ早めにそういう情報共有をしっかりといただきたいと。これも今後聞いていこうと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

湯平は私は子どもの頃、あの坂道をまんじゅうを買いに100円玉を握って走ったという思い出がありますので、ああいう風景をもう一回、湯平戻ってくるとうれいなちゅう思いから今こういう質問させていただいていますので、ぜひ観光の復活、湯平、観光は復活していると思いますが、湯平の皆さんのまたああいう笑顔で迎え入れてくれる形を早く取ってほしいなと思いますので、ぜひ助言等をよろしくお願いいたします。

次に、由布市の財産管理・開発の重要土地等の分です。

これ今、由布市には重要土地調査法に関する分ではなかったということによろしいでしょうか、いま一度聞きます。

○議長（長谷川建策君） 防衛施設対策室長。

○湯布院地域振興課参事兼防衛施設対策室長（一野 英実君） 防衛施設対策室長です。

国の告示の中では、大分県由布市は告示の中には入っておりません。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 駐屯地を抱える由布市としましては、こういうことが日出生台もついていますので、大丈夫かなちゅうことが一番最初の疑問に思ったところです。

次の相互関係の観点から言いますと、すみません、今日ちょっと資料を持ち合わせていなかったです、大変申し訳ございませんが、愛媛県の西条市で外資系のキウイフルーツを作る業者が農地を取得しております。

それが、本来やったら農地取得というのは外国の方ではできないんですけども、現地法人をつくりまして、法人の出資率が50%を超えてはいけないということで、49%の出資率でつくられております。

そこが大規模に農地を取得されまして、井戸水の問題とか出てきたり、あと選果するとき、選果場の使用料の件でもめたりと、そのときに話合いをするんですけども、現地法人の日本人の方はもともとはいらっしゃったんですけども、解雇され、クビか何かで、外国の方しかいらっしゃらない。外国の方は自国にいますので、話合いができませんという形が今できているんですね。

それでちょっと危機を持ったのが、由布市は山林も多いですし農地も多いです。先ほど来から農業のほう、なかなか収益が上がっていないというところで、農地がありますよ。外国の——外国って言い方悪いかもしれん。すごい資本を持った方々が、土地買いますんでどうですかって来たときに、農地を守りましょう、今、農振の委員会に入っていますけども、なかなか難しいところが出てくるのかなと思います。

そのときに由布市として何らかの規制とか、そういうことができないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。これ農政課長か農林整備課長か市長か誰か、すみません、お願いします。

○議長（長谷川建策君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（二宮 啓幸君） 農業委員会事務局長です。

農地法に係る農地の取得要件等について、外国法人または海外に居住する外国人の取得に関する制限等はございませんで、由布市の条例等につきましても、そういったものは現在のところございません。

ただ、農地法3条によって、農地を取得する場合にはその農地が取得後適正に維持され、有効活用されるための複数の要件がございます。また、その取得予定者が法人である場合には、御存じのように、一部の例外を除きまして、その法人は農地所有適格法人である必要があるわけでございます。

農業委員会は、そういったことが現に取得が行われた場合には、その後の状況報告や現地調査も含めて適正に推移を見守っていきたいと思っておりますので、そういった意味では、農地の取得についてはそのほかの地目と比較して、ある程度一定の土地利用の安全が担保されているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 農地法の話が出ましたが、先ほど言いよった愛媛県西条市の分ですが、農地として利用しているんです、農地として利用しているんですが、地元の方々と話ができなくなっちゃっている、そこが少し規制をかけないといけないんじゃないのかなちゅうところで、今質問をしとるところです。

由布市には、全く土地等とか利用について規制がないのかなちゅうのをいろいろ調べてみたんですね。調べたところで、自分のまちでありました。潤いのある町づくり条例なんですけど、これは由布院温泉観光協会と由布院温泉旅館組合さんが提言していただいている新・由布院温泉観光基本計画の中に、これ土地に当てはまるかどうかちょっと分からんですけども、憲法でいう財産権の規制をかけているんじゃないのかなちゅう観点から言いますと、開発規模3,000平米以下を基準としますとか、あと客室を15室程度とか、最大で30室程度という、これははっきり言ってその人の土地なんで、それを財産権をちょっと規制かけているのかなと思えば、これも条例に当てはめるための何か条例があったんですね、これ。

中小企業振興何とか条例、すみません、ちょっと思い出さんですけど、もしこれ、農地に関しては、各3町の農業の共同体等が自分の自治区の農地の1%以内にしてくださいよちゅう、多くても2反にしてくださいよとかいうような規制をこういう基本計画をつくりましたんで、由布市さん認定してくださいよとなれば、そういうのは条例を超えて話ができるものなのかなちゅうのをちょっとお聞きしたかったんですけど、これを農地を守りたいという、農地農林地を守りたいという思いからなんですけども、どうでしょうか。市長、こういうような提案をされた場合には、広く話を聞いて討論していくことができるものでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

市がいろんな条例とかそういうのでいろんな規制とかいうのをかけておりますけども、さっき

のは考え方といいますか、そういったものに沿ってということになっております。

基本的に市が条例をつくる場合、上位法を超えて条例をつくることはできないというふうになっています。ほかの法令もそうですけども、地方自治体がつくる条例等は国、県、他の法令を超えて規制することはできませんので、非常に難しい問題なんですけども、規制というよりも指導をしていくという観点から、そういった規制を——規制といいますか、規制まではいかないにしても、何らかの対応は、潤いの町づくり条例もそうですし、水源保護の条例もそうですし、そういったことで、いろんな形で今後未来に禍根が残らないような形で指導をしていくという体制を取っていますので、そういった議論はできるんですけども、具体的にじゃあ、条例でどこまで定めるかというのは非常に難しいところはございます。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。市長が言うとおりのことです。上位法があるんで、自分の市の条例があるんで規制しませんよちゅうてもなかなか難しいかなと思いますので、ぜひ、市長、この外国の方による土地の取得というものが、先ほど一野室長が言われましたが、国が考えることですちゅうことで、下からの突き上げも必要だと思うんですね。

こういうような実害が出る前に、地方行政としてはこうしてほしいよということで、国同士の土地の取得とか外交の協定がありまして、これGATS協定になるんですけども、その他の国は土地の取引とかいうものを保留しているんですよ。保留しているんで土地の取引ができない形になっています。

日本はこの保留をしていないんですよ。保留をしていないということは、土地の取引ができますよちゅう形で、今、市民の皆さんに実害が出る可能性もありますので、ぜひ今から調査研究していただいて、今どんどん農地が減ってきています。

挟間のほうなんですけど、住宅地が増えてきていいことなんでしょうけども、農地の土をつくるまでってすごい年数がかかっていますので、その農地を守りたいなという思いもありますので、農振の委員会も入っています。副市長も入られて、そのたびに農地を守らなという声もかけていただいております。

農業者仲間も農地が減っていくことにすごく悲しみを覚えていますので、これから先、上位法があると思いますが、国の中の思いを地方行政から市長を代表してしっかり伝えていただきたいと思います、どうぞよろしくお願いいたします。

もう時間が1分となりましたので、本来でしたら毎年この3月議会では退職される課長級の皆様に、一言どうぞよろしくお願いいたしますって話を振っているんですけど、ある振興局長に話を振りますよと言いましたら、その後遊んでやらんと言われましたので、質問をするのはやめこうと思います。

これから先も長いお付き合いをしたいと思いますので、本当長い間、職員としての活動ありがとうございました。これからも由布市発展のために、どうぞ御協力を頂きたいと思います。

これにて3月議会の高田龍也の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、4番、高田龍也君の一般質問を終わります。

○議長（長谷川建策君） これで、今回の一般質問は全て終了しました。

次回の本会議は、3月8日の午前10時から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会します。大変御苦勞でございました。

午後2時00分散会
